

令和6年度 第1回 静岡県屋外広告物審議会 会議録

日 時	令和7年1月 23 日(木)午前 10 時 30 分から 11 時 30 分まで
場 所	県庁本館4階 議会 403 会議室
出席者 職・氏名	<p>会長 岡田 智秀（日本大学理工学部教授）</p> <p>委員 稲葉 明久（公益社団法人静岡県観光協会理事）</p> <p>委員 内田 久美子（静岡商工会議所女性会会長）</p> <p>委員 金田 享子（アトリエ景憐代表取締役、公益社団法人日本サインデザイン協会常任理事）</p> <p>委員 栗山 恵（一級建築士事務所アトリエ WALK 代表、特定非営利活動法人 COMPAS 理事長）</p> <p>委員 堀口 綾子（静岡県商工会女性部連合会副会長）</p> <p>委員 大石 健司（静岡県議会産業委員会委員長）</p> <p>委員 鈴木 啓嗣（静岡県議会建設委員会副委員長）</p> <p>委員 水嶋 春彦（静岡県警察本部生活安全部長）</p> <p>委員 切岩 輝男（公益社団法人静岡県屋外広告協会理事）</p> <p>委員 小澤 共子（SWOSの会(元静岡県海外研修女性の会)研修部部会長）</p> <p>委員 鎌野 順子（一般社団法人静岡県地域女性団体連絡協議会副会長）</p> <p>委員 宮下 典子（第一宣伝社代表）</p>
議 題	<p>【議案審議】</p> <p>(第1号議案)</p> <p>屋外広告物の表示等を規制する地域の指定について (国道 473 号バイパスの国道1号菊川インターチェンジから国道 473 号倉沢インターチェンジまでの区間開通に係る新規指定)</p> <p>【報告事項】</p> <p>(1)静岡県屋外広告物条例の改正について 刑法改正に係るもの</p> <p>(2)静岡県屋外広告物条例施行規則の改正について アナログ規制の見直しに係るもの</p>
概 要	議案について、原案どおり承認された。

○池谷課長代理 それでは、時間前になりますけれども、委員がおそろいになりましたので、ただいまから静岡県屋外広告物審議会を開会いたします。

私は、司会を務めます静岡県景観まちづくり課課長代理の池谷です。よろしくお願いいたします。

会議に先立ち、定足数の報告をいたします。

本日の会議には、全委員 13 名のうち 13 名のご出席をいただいております。したがって、静岡県屋外広告物審議会規則第4条に規定する委員の半数以上の出席の要件を満たし、定足数に達しておりますことをご報告いたします。

次に、当審議会の委員の異動がありましたので、ご報告いたします。

前回の審議会以降に新たに就任されました委員をご紹介します。

まず、静岡県商工会女性部連合会副会長、堀口様。

○堀口委員 よろしくお願ひします。

○池谷課長代理 公益社団法人静岡県観光協会理事、稲葉様。

○稲葉委員 よろしくお願ひします。

○池谷課長代理 静岡県議会産業委員会委員長、大石様。

○大石委員 よろしくお願ひします。

○池谷課長代理 静岡県議会建設委員会副委員長、鈴木様。

○鈴木委員 よろしくお願ひします。

○池谷課長代理 以上4名の委員に新たにご就任いただきました。

次に、資料の確認をお願いいたします。

(資 料 確 認)

○池谷課長代理 それでは、審議会に先立ちまして、静岡県交通基盤部都市局長の望月からご挨拶を申し上げます。

○望月都市局長 皆様、改めましておはようございます。静岡県交通基盤部都市局長の望月でございます。

本日は、お忙しい中、この静岡県屋外広告物審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本審議会は、静岡県屋外広告物条例により、屋外広告物に関する重要事項を決定する際に調査・審議するための諮問機関として設置されております。これまで、新たな道路の開通に際し、屋外広告物の規制地域や許可基準等についてご審議をいただくなど、条例の目的である良好な景観の形成や公衆に対する危害の防止などを図ってきているところでございます。

県では、伊豆半島におきまして、さきのオリンピック開催を契機として、規制強化や違反広告物対策に取り組んでおり、この違反広告物対策を全県に広め、富士山周辺、大井川、牧之原大茶園周辺、浜名湖の各景観広域景観協議会等を通じまして是正指導のノウハウ等を共有し、各市町と連携して取組を継続しております。

本日も審議をいただきますのは、今年度開通を予定しております国道 473 号バイパスの国

道1号菊川インターから倉沢インター間の沿道の規制内容についてでございます。本区間の開通により、新東名高速道路、国道1号、富士山静岡空港、東名高速道路及び御前崎港までがつながり、物流、観光など多くの方々に利用されることとなりますので、屋外広告物の規制について、関係市町と規制の必要性や内容を検討してまいりました。本日の審議会では、このことについて委員の皆様にご議論をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

今後も、良好な景観の形成を目指し、屋外広告物行政を積極的に推進してまいりますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますようよろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○池谷課長代理 それでは次に、審議中のご発言でございますが、事務局職員がマイクをお持ちしますので、マイクをお使いくださいますようお願いいたします。

それでは、議事の審議に入る前に、当審議会は昨年8月1日に委員が選任されて初めての審議会でございますので、会長の選出をお願いいたします。

会長の選出方法ですが、会長は、審議会規則第3条第2項の規定により、委員の互選によって定めることとされております。委員の皆様からご発言をいただきたいと思っております。お願いいたします。

○切岩委員 公益社団法人静岡県屋外広告協会の切岩と申します。

会長の選出ということで、日本大学教授の岡田委員が、埼玉県の屋外広告物の制度などの審議をする景観審議会の会長を歴任されたと聞いており、前回の任期の際も会長であったことから、今回も会長に適任かと思っておりますので、どうでしょうか。

○池谷課長代理 ただいま切岩委員から「岡田委員が会長に適任」とのご発言がございましたけれども、いかがでしょうか。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○池谷課長代理 それでは、ただいま委員の皆様により岡田委員が会長に選出されましたので、恐れ入りますが岡田会長は会長席に移動をお願いいたします。

それでは、審議に先立ち、岡田会長からご挨拶をお願いいたします。

○岡田会長 はい、承知いたしました。

皆様、改めましておはようございます。引き続き会長職を仰せつかりました、日本大学理工学部まちづくり工学科の岡田智秀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はご新任の方もいらっしゃいますので、簡単に自己紹介をさせていただきたいと思っております。

私自身、生まれも育ちも羽田空港のある東京都大田区です。とはいいいながら、この静岡県内の仕事が年に大体15～16件ぐらいあって、先週も静岡に来て、また来月ですかね。静岡市の日本平の保全活用計画の新しい委員会が設置されるということです。これもやっぱり景観に絡むというようなことで、いろいろ静岡県とは景観を通じてご縁が深い私でございます。ということで、引き続き皆様方にはご支援賜りたく思います。

それで、この審議会の対象とする屋外広告物でございますけれども、屋外広告物の役割というのは、町の情報を発信するということですか、あるいはイメージ形成に大きな影響を与えるというようなことで、やはり目立たないと意味がないんですよね。ではあります、目立ち過ぎると、だんだん看板同士が争って、非常に乱雑な町並みを形成せしめてしまうと。あるいは自然景観に悪さをもたらすというようなことで、非常にこのバランスというか、あんばいが難しい対象物でございます。特に、この静岡県は、世界遺産の富士山を抱える魅力的な町ということですので、殊さらこの屋外広告物の果たす役割は大きいというふうに私は常々感じております。そのような意味では、本日お集まりの委員の皆様方は、それぞれの専門的知見をお持ちでいらっしゃいますので、どうぞこの審議会では、忌憚のないご意見をいただきつつ、円滑な調査・審議にご協力を賜れば幸いです。

ということで、本日と併せまして、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが会長の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○池谷課長代理 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、静岡県屋外広告物審議会規則第3条第3項に基づき、会長をお願いいたします。

○岡田会長 はい、承知いたしました。

それでは、ただいまから議事の審議に入りたいと思います。

なお、この審議会は、情報提供の推進に関する要綱に基づきまして、公開で行なうこととなっております。あらかじめ申し上げます。

ここで事務局に確認でございますけれども、本日、傍聴人の有無はいかがでございますでしょうか。ございませんでしょうか。

○池谷課長代理 傍聴人はいらっしゃいません。

○岡田会長 承知いたしました。

それでは、本日次第にございますように、議案が1件、その後の報告事項が2件ございます。

まずは、この次第に沿いまして、第1号議案から入りたいと思います。第1号議案は、「屋外広告物の表示等を規制する地域の指定について」ということでございます。

それでは早速ですけれども、事務局からご説明をお願いいたします。

○大隅課長 静岡県景観まちづくり課長の挨拶でございます。本日はよろしくお願いいたします。

議案の説明に先立ちまして、まず本県の屋外広告物制度や、今回の議案に関連する内容につきまして、担当のほうから説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○島班長 担当の、景観まちづくり課の班長をしております島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

10分ほどお時間をいただきまして、ご説明をいたします。

まず、お手元の黄色い表紙、「議案参考資料」の1ページ目をお開きください。

この上段の資料からご説明をさせていただきます。

まず、屋外広告物制度の根拠となります法律、屋外広告物法では、その目的を「良好な景観

の形成、風致の維持」と「公衆に対する危害の防止」としております。この2つの目的を達成するため、法律では、屋外広告物や屋外広告業についての必要な規制を、県・政令市などが条例で定めることができることとしております。静岡県でも昭和49年に条例を制定いたしました。その後30回ほどの改正を経て、平成10年におおむね現在の形になりました。

条例における規制の内容ですが、広告物の設置を禁止する地域、広告物を設置する場合の設置方法や表示の制限、違反広告物に対する措置・除却、屋外広告業者の登録制度となります。

続けて、下段の資料をごらんください。

静岡県屋外広告物条例の適用市町と許可事務の所管についてご説明します。

屋外広告物を設置する場所、どこの市町に設置するかにより、適用となる条例や許可の事務の所管が異なっております。県・政令市以外に、景観法における景観行政団体となった市町も独自の屋外広告物条例を制定することができます。これは、景観施策は地域住民の生活に密着するものであることから、地域の実情に合わせた、きめ細かい対応を図るため、基礎自治体である市町が中心的役割を果たすことが望ましいという考えに基づくものです。

県内では、注釈に記載のとおり、熱海市から伊豆の国市の9つの市が独自の屋外広告物条例を制定しております。

表をごらんください。

このことから、県の条例は、政令市と独自条例制定市を除く12市と12町に広告物を設置する場合に適用されます。

なお、屋外広告物の許可事務は、権限移譲により県の条例が適用される12市においても各市が行なっております。

続きまして、資料2ページ目、上段の資料をごらんください。

屋外広告物の規制内容ですが、広告物を設置する場所と広告物の種類に応じて規制の内容が変わります。

まず、設置する場所については、規制のかかる「特別規制地域」と「普通規制地域」、規制のかからない「規制地域外」と3つに区分をしています。

特別規制地域は、自然景観や良好な沿道景観等を保全する必要がある地域で、原則屋外広告物の設置を禁止している地域です。

しかしながら、屋外広告物は社会経済活動上欠かすことができないものであるということになりますので、そのような広告物は許可を受けることで設置することができます。具体的に申し上げますと、一定の面積を超える自家広告物や、やむを得ず設置する案内図板などが当たります。

なお、別途大きさ等の許可基準を設けており、その基準に適合する必要がございます。

普通規制地域は、活発な都市活動が展開されている地域で、原則許可を受ければ広告物を設置することができる地域になります。

規制地域外は、許可なく屋外広告物を設置することができます。

続けて、下段の資料をごらんください。

規制地域の定め方ですが、図にありますように、静岡県では道路や沿道沿い範囲を規制地域とするような「〇〇市」「〇〇地区」といった面的な規制よりは、むしろ線の周りを主として規制地域としております。

特別規制地域は、東名や新東名高速道路、知事が告示で定めた道路、鉄道、河川・海岸の周辺等が該当します。面的なものとしては、重要文化財や有形文化財の周辺や低層住居専用地域等としております。

なお、指定した道路の周辺でも、主要な市街地については、活発な都市活動が展開されている地域ということですので普通規制地域というふうにしております。

普通規制地域は、知事が告示で定める道路、鉄道、河川・海岸の周辺と、面的な地域として、都市計画法の低層住居専用地域以外の商業地域といった用途地域が該当します。

地図にありますように、赤色で示した特別規制地域は、現在伊豆半島や東部に多くなっております。これは、伊豆半島の魅力的な自然景観や富士山景観を保全するために特別規制地域に指定しているということによるものです。

最後に、今回の議案に関してのご説明となります。3ページ目の上段の資料をごらんください。

今回の議案は、国道473号バイパスの一部区間の開通に伴い、沿道地域の良好な景観の形成及び風致の維持のために、屋外広告物の表示等を制限する地域に指定するものです。

今回指定の対象となる道路は国道473号バイパスで、左図上の国道1号菊川インターチェンジから、図右下の、既に開通しております国道473号バイパスの倉沢インターチェンジまでをつなぐ青色の区間というふうになっております。この区間が新たに開通することにより、国道1号、富士山静岡空港、東名高速道路及び御前崎港までがつながることとなります。

図面の写真は、今回開通する区間の現況となっております。現時点では屋外広告物は設置されておらず、今回の規制により既存不適格となる広告物は確認できません。

以上、屋外広告物制度と本日の議案の関連事項について、ご説明をいたしました。

○大隅課長 私のほうから議案についてご説明させていただきます。

お手元の青い表紙、「議案書」をお開きください。

今回ご審議いただく内容は、第1号議案、「屋外広告物の表示等を規制する地域の指定について」の1件でございます。

1ページをお開きください。

第1号議案は、静岡県屋外広告物条例第27条第1項の規定に基づいて、知事から静岡県屋外広告物審議会、岡田会長宛てに諮問されております。

続いて、2ページをお開きください。

指定内容は、令和7年3月末に供用開始予定となっております国道473号バイパスの国道1号菊川インターチェンジから倉沢インターチェンジまでの区間につきまして、その区間両側100メートルを普通規制地域に指定するものでございます。

指定理由につきまして、ご説明いたします。

今回新たに指定する区間は、国道1号菊川インターチェンジから、既に開通している国道473号バイパスの倉沢インターチェンジまでの区間でございます。当該区間は、開通により、国道1号から富士山静岡空港、東名高速道路及び御前崎港までつながることとなり、国道1号からのアクセスが可能となり、交通量が増加すると見込まれております。そのため、新たに供用する区間の沿道100メートル幅について普通規制地域に指定し、無秩序に屋外広告物が設置されることを防ぎ、沿道景観を保全するものでございます。

施行期日につきましては、供用開始が令和7年3月末予定でございますので、令和7年3月1日から施行することといたします。

続いて、3ページをお開きください。A3横長の図面でございます。先ほどの議案参考資料3ページも一緒にごらんください。

3、「位置図及び規定図」についてご説明いたします。

今回開通する区間は、図面内の青色の線で示された国道473号バイパスでございます。

まず、既に規制がかかっている区域についてご説明いたします。

図面左上の国道1号菊川インターチェンジ付近でございますが、国道1号の沿線が特別規制地域として指定されており、赤いチェック柄となっております。また、特別規制地域の外側には普通規制地域が指定されており、緑色のチェック柄となっております。

次に、図面中央付近になりますけれども、東海道本線が通っていることから沿線が特別規制地域に指定され、その外側が普通規制地域に指定されております。

また、図面右下の国道473号バイパス倉沢インターチェンジ付近は、空港に通じる県道細江金谷線の沿線が特別規制地域に指定されており、図面の右下、赤色のチェック柄で示されております。

今回、国道473号バイパスの未供用区間に沿線100メートルの幅で普通規制地域を追加指定する場合、赤で丸囲みしている緑色の区間に新たに規制が追加されることとなります。

次に、道路からの規制距離の考え方についてご説明いたします。議案参考資料の5ページをごらんください。

道路区間に接続する規制区域の考え方です。今回新たに供用を開始する区間は、下線を引いた、キ、「景観保全のため必要な地域に500mの普通規制地域」を適用することとなっております。

今回、見通し等の道路周辺の状況を確認したところ、議案参考資料3ページの写真でごらんいただけますように、堀込みの道路形状となっており、周辺が開けていないため100メートルの規制といたしました。この規制幅の考え方につきまして、県の運用指針に記載がありますように、審議会に諮るものでございます。

なお、国道473号バイパスにおきまして既に開通している区間も、同じ断面の道路につきましては100メートルの規制幅としております。

最後に、さきに行ないましたパブリックコメント及び縦覧の実施結果について、ご報告いたします。

黄色い表紙、議案参考資料の6ページ、資料1をお開きください。

まず、パブリックコメントの実施結果について、ご説明いたします。

ただいま説明いたしました議案に関しまして、昨年11月25日から12月23日までパブリックコメントを実施し、意見を募集いたしました。意見の募集は、県ホームページへの掲載や、屋外広告業団体に通知するなど広く周知をいたしました。

その結果、お1人の方から1件のご意見がありました。いただいた意見の概要と県の考え方を下の表でまとめてございます。パブリックコメントのご意見により原案を修正するものではないと考えております。

以上で第1号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○岡田会長 ご説明ありがとうございました。

今説明のありましたように、国道473号バイパスが整備されまして、それに伴って交通量が増えていくと。当然交通量が増えていくところには視線が集中しますので、野立て広告ですとか、あるいは標準的な屋外広告物が多数、ともすると乱雑に立ち並んでしまう懸念があるところから、菊川インターチェンジのほうからずっと延伸してきていますけれども、従来のところも含めて普通規制地域をかけてきて、新たに整備される、この赤枠の部分ですかね。そこについても引き続き普通規制地域を指定するというのが要点になろうかと思えます。

その普通規制地域の規制の範囲は沿道100メートルと。両側100メートルということになりますけれども、これは堀込型の道路ということで、それほど眺望が遠くまで行き届くわけでもないということで、既存の接続している道路の部分も同じく100メートル幅の規制をかけてきているということで、それを連続で延伸していくというような形で今回議案に上がってきているということになろうかと思えます。

ということで、今の事務局の説明に対して、ご質問、あるいはご意見等あれば、挙手にてお願いしたいと思えますけれども、いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。先に稲葉委員から。

○稲葉委員 すみません。静岡県観光協会の理事の稲葉と申します。

今回から初めて参加させていただくんですが、初めて参加させていただいてこんなことを言うのも何なんですけど、理事という立場で審議しなきゃいけないので、ちょっとお話をさせていただきたい。

今、議長のほうから「このようにこれを審議してくれ」という話があったんですけど、すみません。私は実は伊豆の人間なんです。これを今、こういう473号バイパスが云々、それから菊川インターチェンジがどうのこうの、それから幅が100メートル規制がどうだといったって、全然イメージが湧かないんです。特にこの図面だけでは全く分からないですし、私は観光のほうをやっていますけど、100メートル規制の道路がどうのこうの、それから堀込型云々というのも、これを審議しろと言われても全くイメージが湧かないんです。

今までどういうふうにされていたか分からないんですが、今は結構映像で出る世界ですので、できれば「これはこういう場所で、これだけの交通量があって、周りにはこういった流れの動線

があって、だからこそこでこういう規制をしなければいけない」というのがあったほうが、私個人的には、そういったことではっきりと審議ができるんですが、ごめんなさい。初めての人間がこんなこと言って申し訳ないんですが、ちょっとこれだけだと、「審議せよ」といっても「すみません。私、分かりません」という形になってしまうので、ちょっとその辺がどういう考えで今までやっていらっしゃるのかを――すみません。私、本当に初めて来ている人間として恐縮でございますが、確認をさせていただきたいんです。

○岡田会長 では、事務局のほうでご回答いただけますか。

○大隅課長 説明として非常に分かりにくいと。こういった資料でご説明して審議いただくということで、非常に分かりにくいということで、申し訳なかったと思います。

これまでの審議につきましては、同じような形で、平面図、そして我々が現地に調査に行った写真をお持ちをして審議をしていたというのが現状でございます。

○稲葉委員 それは分かるんですが、それをまた最後、我々この委員で審議しなきゃいけないわけですよね。だったら――すみませんね。こんなこと言って。別に我々が「はい、いいですよ」という審議をする必要もないじゃないですか。だから、逆にそれで審議されて、ちゃんとそれがチェックされてきて、それを映像なり何かを見せて、「ここがこういう状況なので、ここはもうぜひ規制をする必要がある。ここが、周りがこういう環境にあります。これがまさに空港との道で、これだけの観光客のお客様、それから一般の方が通る道なので、ここはやっぱり完全に規制する。今までもこういった道は規制をしています。ですから、これは今回新たに、今まで規制対象になっていなかったの、こういう理由で規制をします」というところをはっきり示していただいたほうがいいような気がする。

ごめんなさい。私が今まで出ている会議ですとか、私、いろいろと主催をして、いろんな委員長とかをやっています。そのときに必ずそういったことを説明しているんですが、今この場に来ていて、ちょっといま一つ分からないなという感じがしましたので、大変偉そうなことを言って申し訳ないんですが、ちょっと一言。ですから、課長さんの今の説明は私にはいま一つ理解できないんですが、どうなんでしょうか。皆さん、どうなんでしょうか。

○岡田会長 私からよろしいですか。要は、もう少し現地の実態に即したリアルな情報を提供したほうがいいのではないかとこのアドバイスだと思います。今回に関しては、この議案参考資料という黄色い表紙の3ページ目ですね。ここで、今事務局から提示された現地の写真があるということで、本日の議案の資料については、この内容をベースにして調査・審議いただきたいというのが事務局からの申し入れでございます。

ですので、次回以降、可能な範囲でビジュアルに審議案件の現地情報を提示するというようなことに努めていただきつつ、今回に関しては、この3ページ情報ということがベースになりますので、もし分からないところがあれば、稲葉委員のほうから事務局に少し具体的な質問を投げかけていただいて、議事の進行にご協力いただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○稲葉委員 別に議事の進行を邪魔するわけではないですし、その辺の考え方が皆さんどうなの

かなということを確認したかった。今はこれしか資料がないので、これで審議せよということであればそれはしょうがないと思うんですけど、ただ、今後もこういうやり方をされるのか。それがこの審議会のやり方なのかということをおまじつすみません。私、最初の出席として確認をしたかったんですね。おまじついま一つよく分からんなと思ひまして。皆さんがそれで理解されているのであれば私はそれでいいんですけど、その辺のご意見を聞きたいです。

○岡田会長 どうぞ、切岩委員。

○切岩委員 私は一応、渡されたこの資料に基づいて Google で全部検索しまして、Google Earth で全部走ってみたんですよ。現状問題あるところはないなという判断をして、一応頭の中に入れてきたんですけどね。ですから、ある程度そういうことをしないと、これだけでは当然分からないものから、一応そういう方法でやりました。

○岡田会長 時代は、やはりビジュアルエイドといって、3次元的な、それこそ県庁のほうでも今点群データの部署なんかもあったりして、やはり立体的に——これは景観の審議になってくるので、可能な範囲で結構ですので、次回以降、もしかしたらスクリーンに状況を投影してご説明さしあげたほうが、多分委員の皆様も理解が深まるんじゃないかというところで、これは議長のほうからのお願ひということ、今後は映像をおまじつ紹介していただくと。もちろんそれは可能な範囲ということですね。無理難題を申すつもりは全くございませんので。その辺、事務局はいかがでございましょう。

○大隅課長 承知いたしました。会長と相談しながら、資料につきましては進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○岡田会長 じゃ、そのような形で次回以降進めさせていただきますと思ひます。よろしくお願ひいたします。

さて、この具体的国道 473 号線の普通規制地域の指定ということの審議をまた引き続き継続したいと思ひますけれども、大石委員からもありましたね。はい、どうぞ。

○大石委員 県議会の産業委員長という肩書きで、充て職なんですが入れさせていただきます、今の稲葉委員のご意見はもっともだなと思ひました。

逆に私は、もうこの地図の右下にもう1枚紙があったら自分の家が出てくるぐらいのところに住んでいるものから、よくこの辺のことが分かっているんで、おまじつ一言言わせていただきたいんですけど、473 号バイパス全体が、既に開通している部分は普通規制がかかっているんで同様にやるということも分かりましたし、100 メーターあれば十分だということも、まだ開通していない部分ですけど、ほかの部分が高架のところも多いですし、そうだなというふうには思っただんですけど、私も本当に今日初めてなものですから教えていただきたいんですけど、この赤い特別規制地域と普通規制地域の違いが、こっちの左側に説明があるんですけど、特別規制のほうは「自然景観、良好な沿道景観や住環境を保全する地域」ということで特別だということなんですけど、私の肌感覚というか、これを見た限り、交通量が多くてごちゃごちゃしているところにかけているんじゃないかというふうにおまじつ思うんですけど。国道1号や 473 号バイパスが静岡空港の道と接続している部分がかかっているというのは、景観云々ということよりも、交通量

があって、そこがいろいろごちゃごちゃしていると、事故が起こったりいろんな意味で危ないというような認識ではないかと思うんですけど、この区分の定義がちょっと分からないものですから、ここを緑の「普通」にするということ自体に異論はありませんが、一応その辺の違いをちゃんと教えていただきたいなと思います。

○岡田会長 じゃ、事務局のほうで説明をお願いしたいんですが、要は、特別規制地域と普通規制地域という大きく2つの規制の対象があって、それぞれどういう考え方で指定を進めてきているかということの質問だと思います。よろしくお願いします。

○大隅課長 この特別規制地域でございませけれども、規制の内容としましては、自家広告物は設置できます。一般広告物、いわゆるお店の案内をするような看板につきましては赤いところには設置ができなくて、それ以外に、案内図板と言われる、お店に誘導していくような必要性があるものについては広告を認めているというものになります。ですので、看板を幾つか伝いながらお店に行くような看板の設置は特別規制地域には認めているんですけども、いわゆるお店の情報を提示するような普通看板については規制がかかるという形になっています。

それ以外の緑色の地域につきましては、許可が得られれば、そういったお店の看板、いわゆる一般のお店の情報を提示するような看板。そういったものを掲示することができるという規制の分けになっております。

○岡田会長 もう少し補足すると、要は、そこからどういったものが見えてくるかという。単に通行量の問題だけではなくて、特別規制地域というのは、周辺の環境としてどういうものが見えてくるかとか、そういうことも影響してくるのではないかということですよ。

○大石委員 そうなんですけど。

○金田委員 今この見えている図の中で、具体的に国道1号線沿いが規制されているとか、東海道線沿いが規制されているというのが、それが特別規制地域の中に含まれているということをまずおっしゃらないと、多分議員の質問の回答になっていないと。

○大石委員 非常に定義は分かるんですけど、明らかに「国道1号線沿いは自然景観が良好で守らなきゃいけないから特別規制」というような言い方ですけど、そうじゃないですよ。473号バイパスのほうによっぽど車が通らないので、景観はずっといいんですよ。

○金田委員 473号のほうは、道路というよりは地域の問題だと思うんです。鉄道のところとか、東名とかそういう高速道路沿いは規制がかかるというのは、全国的にそうなっている部分もあるので。

○大石委員 分かるんですけど、この定義だとちょっと違うんじゃないかと。ただ交通量が多くてごちゃごちゃしていて、こんなところにつけちゃいけないという考えがあるのではないかと思うんですけど、この区分けの中に一言もそれが書かれていなくて、「自然景観や良好な沿道景観」しか書いていないので、ここはただ単に「交通量がこのぐらい多いところは、こういう形で『特別』で全国的にやっています」というような説明のほうが。

○金田委員 交通量が多いから規制がかかるということはないと思います。

○大石委員 ないですか。

- 金田委員 はい。
- 大石委員 交通量が多くなくてもいいんですか。
- 金田委員 はい。
- 大石委員 でも、1号線沿いはずっとかかっているということですね。これ、多分。
- 金田委員 1号線も全部にかかっているわけではなくて、恐らくまだらになっているはずなんです。場所場所によって違うと思うので。
- 岡田会長 もちろん交通量の多いところというのは屋外広告物が立ちやすいので、先手を打って規制をかけるという手だてもあるでしょうし、そこはケース・バイ・ケースにはなってくるんですけど、交通量が少ないからといって規制をかけないかという、そこが優れた眺望の場所であると。富士山が見えるとか、あるいは海岸の風景が見えるとかということになると、やはり手厚く規制をかけなきゃいけないと。

ですから、先ほど冒頭で事務局から特別規制地域が伊豆半島のほうに多いという話がありましたけど、それも主に海岸線のところの優れた眺望をきちんと規制を強めにかけてあげようという意図がこれまで働いてきたというようなことになってきています。ということでよろしいでしょうか。

- 大石委員 はい。気持ちも分かるし意図もよく分かるんですけど、私や稲葉さんみたいに初めて来た人間にとってはちょっと「ええ？」というところがあって、これを例えば持ち帰って自分の支援者であったりして説明するときに、「こういう説明だったよ」というときに、ちょっと専門的過ぎて分かりづらいということなので、素人の延長線上の単純な質問としてさせていただきました。
- 岡田会長 もちろんそのための質問の時間ですから、大いに出していただいて納得して帰っていただかないと。せつかくです。

そのほか、何か質問、ご意見等ございますでしょうか。はい、どうぞ。

- 金田委員 その上で、なぜ特別規制地域にならなかったのかというところは聞きたいなと思いました。

普通規制地域にするということですけども、見る限り、今この倉沢インターのところは特別規制地域になっていて、もう直近、国道1号のほうも「特別」で、その間にあるところということで、延長で「特別」にならなかったのかということをお教えいただきたいなと思います。

- 岡田会長 事務局、回答をお願いしますか。
- 大隅課長 先ほどもご説明いたしましたけれども、こちらの道路が、山を削って堀込みという形ですけども、通常的地盤よりも低いところに道路が設置されておりますので、特別規制地域をかけるよりは、普通規制地域の緩い形でも十分ではないかということで普通規制地域に指定しております。

以上です。

- 岡田会長 よろしいでしょうか。
- 金田委員 地形上だけの理由ということなんですね。
- 岡田会長 あくまでも、このバイパスの中を走行中の自動車に対する屋外広告物というのが乱雑に立ちやすいということの前提に立つと、切下げになっているので、ドライバー、あるいは車

の中に乗車している者からは、切土のずっと向こう側のところまで見通すということが物理的にできないという事務局の判断の下に、規制を遠くかければかけるほど効果は出るんでしょうけれども、やはり規制を強くかけ過ぎてしまうと主権の侵害にも絡んできたりというところがあるから、できるだけ規制の範囲というのは実態に即して適正なところにとどめておくという意図が必要になってきますので、今回は切下げになっているので、「殊さら遠くまで視線が届かないというところの中で100メートルということにしました」というのが事務局の回答です。

○金田委員 分かりました。

○岡田会長 そのほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○栗山委員 栗山でございます。よろしくお願いします。

7年の3月1日から施行ということで、この間に、例えばこの普通規制を超えた、この規制に引っかかるような看板が設置されてしまった場合の措置というものについて教えていただきたいです。

○岡田会長 事務局、回答をお願いいたします。

○大隅課長 今現状確認をしてきたところ、通常の看板は設置されていないという報告を受けておりますけれども、規制がかかる前までの間に設置されたものにつきましては1年間の経過措置がございまして、その1年間で改修を求めまして、その後撤去をしていくような指導をしていく形になります。

以上でございます。

○岡田会長 よろしいですかね。

○栗山委員 はい。

○岡田会長 そのほか、ございますでしょうか。ないようですかね。

どうぞ、鈴木委員。

○鈴木委員 すみません。質問に先立ちまして、先ほど稲葉委員のほうからもありましたように、やはりこの審議会自体が、諮問を受けて形としてやっていくのではなくて、しっかりとした議論がなされるような進め方、それからこういった資料等の説明ができるような形にしていっていただければ、もっと皆さんの理解も深まりますし、いろんな意見も出てくるかと思っておりますので、意見として申し上げておきたいと思っております。

その上で質問ですが、今ご説明の中で、これまで既存の場所で、同じように既に100メートル幅の規制がかかっている箇所があるということであったんですが、それと今回のパブコメをやった際に、意見としては1件のみということかと思うんですが、これが意見が多いのか少ないのかというのはまた別の問題としまして、これまで同じように100メートル幅で規制がかかっている箇所があって、それに対する意見ですとか要望ですとか、地元の反応ですとか、そういったものがあるようでしたら教えていただきたいと思っております。

○岡田会長 質問の意図は、既存の規制範囲に対して、これまで何か意見、要望等があったかどうかということですね。

事務局のほうでご回答いただけますでしょうか。

○池谷課長代理 具体例ということになってしまうかもしれないんですけども、昨年度もこちらの審議会のほうを開催いたしまして、同じように湖西と小山町のほうの規制をしております。そのときも、やはり同じようにパブリックコメントにつきましては1件のみということでご意見がございました。ご意見の内容について、特に規制に反対だという意見ではなかったというふうに記憶をしております。

以上でございます。

○鈴木委員 このパブコメのことについてではなくて、ちょっと私がお伺いしたいのは、今これから新たにかけようとするのと同じような規制がかかっている部分がこのすぐ近隣にあるということで、それに対するこの地域からの意見ですね。そういったものがもしこれまでにあれば、それをお伺いしたいと思うんですが。

○岡田会長 具体的に言うと、黄色い表紙のほうの資料の3ページ目のところですね。473号線の今回の議案の対象は赤い枠になっていますけど、特にその北側のほうで規制が既に進行している中で、そういった中で現場サイドから地域の要望とか意見があったのかなかったのかという質問です。

○池谷課長代理 景観まちづくり課のほうでは、そのようなご意見というのは現時点で承っておりません。

○岡田会長 特に出てきていないということですね。

○池谷課長代理 はい。

○岡田会長 承知いたしました。よろしいですか。

そのほか、どうぞ、水嶋委員。

○水嶋委員 私から1点確認でございますけれども、この規制内容の県民への周知について、何か特別に考えているようなものがあるのかどうかということ、ちょっと確認させていただければと思います。

○岡田会長 これは、全般で、この規制をかけるときに、どういった周知の仕方をされているかということですね。

事務局のほうでお答えいただけますか。

○大隅課長 審議会の結果を告示いたしますけれども、それ以外に、県のほうのホームページで規制区域の図面を示しております、どなたも見られる環境になっています。

以上です。

○水嶋委員 せっかくの機会ですので、私は警察本部ですけれども、取締りの観点から1点だけお願いという形でお話をさせていただきますけれども、昨年1年間では、屋外広告物に関する取締りというのは特にございませんでした。今回この新たに規制される地域を管轄する警察署には、この規制内容は当然のことながらしっかりと把握させますし、現場のほうもしっかりと確認をさせてまいります。

今後、万が一こういった規制に反する広告物が表示された場合については、まずは先行して行政指導が入るというふうにご理解をしておりますけれども、それでも悪質なものについては当

然のことながら取締りの対象になってくるというふうな形になりますので、これまでもそうですけれども、そういった悪質なものについては、速やかに最寄りの警察署のほうに情報を提供していただいて、県との情報共有というのが必要になってまいりますので、これはお願いという形でお話をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○岡田会長 大変心強いご意見を頂戴いたしました。ありがとうございます。

そのほか、ございますでしょうか。はい、どうぞ。

○宮下委員 屋外広告関係をやっている宮下と申します。

いつも条例で、道——例えば国1だとバイパスなんですけど、旧国1などの道は、全部が規制ではなくて、「ここはオーケー、ここは駄目だよ」というふうに、何か規則の決め方がちょっと分からないところがあって。「何でここはいいのに急にここから駄目になるの?」というところもあったり、それが急に「条例だよ」と言われて、みんな看板の大きさとかも変えていかなきゃいけないときに、全部それが自分たちの負担で結構お金がかかって修正していかなきゃいけないというところもあるんですけど、そういった場合、「ここから規制だよ」「ここを規制しますよ」というのを決めるときに、そういう業者さん関係の意見も聞いていろいろ決めていращやるのかなというところが。全て「はい、これで条例決まりました。やってください」と言われてしまうと、何か「え?」というときが、自分たちがやっている中でそういうことがあるので、もうちょっと私たちサイド、屋外広告関係の人たちの意見も取り入れていただけたらなというところはあります。

○岡田会長 事務局から何かコメントありますか。

○大隅課長 これまでのところ、しっかりと協会のほうのご意見をいただきながら進めてきていないというところもございますけれども、ご意見につきましては承りましたので、今後情報を交換しながら進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○岡田会長 個別の対応でいくと、かなりまとまる話もまとまらない難しさも出てきてしまうわけなので、したがって、この審議会の場で、屋外広告物関係の方にも専門的知見を声として発していただくという席を設けてございますので、ここは結論ありきということではないので、もしご異論等あれば、その場でお気づきになった点をご発声いただければ、それを基に審議していきたいというふうに思ひますので。そういう意味では、日頃のお話を代表の方が個別にお聞きになって、この席の中でその声をお届けいただくというふうにしていただけると、私どもも大変助かるかなというふうに思ひますので、引き続きご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

そのほか、いかがでしょうか。いろいろご質問、ご要望をいただきましたけれども、特に異論という声はなかったように思ひます。

ここで採決に移りたいと思ひますけれども、この第1号議案につきまして、原案に対して、皆様方、ご異論はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○岡田会長 はい、ありがとうございます。

ご異議がないようでございますので、この第1号議案につきましては原案を了承することとさせていただきます。

以上によりまして、異存のない旨を静岡県知事に答申いたします。

それでは最後、報告事項になりますので、2件についての報告を事務局からお願いいたします。

○大隅課長 お手元の資料、緑色の表紙、「報告事項」の1ページ目をお開きください。

1つ目は、「静岡県屋外広告物条例の改正について」でございます。

令和4年に刑法が改正され、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁固が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されました。

これに伴い、静岡県屋外広告物条例第32条では、罰則として「懲役又は罰金」としておりましたけれども、この「懲役」を刑法に合わせ「拘禁刑」に改正をいたしました。

全庁的に一括改正を実施しており、令和6年10月25日に公布、令和7年6月1日に施行となっております。

続いて、報告事項の2ページをお開きください。

2つ目は、「静岡県屋外広告物条例施行規則の改正について」でございます。

5ページに参考資料がありますので、そちらを併せてごらんください。

県の条例や規則の中で、アナログな手法に限られる事項を洗い出し、アナログな手法によらない内容に見直す方針で改正などを全庁的に進めております。

5ページ下段に、具体的なアナログ規制の内容を記載しております。このうち表の一番下、「記録媒体」に係る規制が今回該当する内容でございます。

静岡県屋外広告物条例施行規則第26条では、屋外広告業は、設置した屋外広告物について帳簿を備えることとしており、その方法として、現在まで、「電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」としておりました。この文言を「電磁的記録媒体」という表現に改正し、アナログ的な手法によらないものとすることといたしました。

なお、7ページに資料がありますが、本内容は国の屋外広告物法施行規則でも同様に見直し、改正されております。

こちらも全庁的に一括改正を実施しており、年度内に改正、令和7年4月1日に施行予定となっております。

以上、報告事項の説明を終わります。

○岡田会長 はい、ありがとうございました。

2件の報告事項でございますので、一つ一つ分けて質問があればお受けしたいと思いますけれども、まず1つ目の「静岡県屋外広告物条例の改正について」ということで、これは屋外広告物条例そのものの内容というよりは、刑法の一部改正に伴う連動する条例改正ということになりますけれども、これについて何か質問はございますでしょうか。よろしいですかね。

では、1つ目は特に質問ないということで、2つ目の、「全庁洗い出し調査結果報告及び全庁的な見直し方針について」という資料に基づいて、アナログ規制の点検、見直しという報告でございました。確かにこれを見ると、シー・ディー・ロムって、今そもそも存在しているかどうかとい

うぐらい昔の記述だなど改めて今思いましたけど、それを現代の技術に合わせた表現に直そう
ということの内容でございます。これについて、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいで
すかね。

では、特に質問等ないようですので、2つの報告を終了いたしたいと思えます。

本日用意されている議事については以上で終了というふうに理解しておりますけど、事務局、
それでよろしかったでしょうか。

○池谷課長代理 はい。

○岡田会長 よろしいですかね。了解いたしました。

最後の報告のデジタル技術の活用というところと絡めまして、本日は、次回以降、ぜひデジタ
ルの3次元の現地情報をしっかりスクリーンで表わして、理解の深まるプレゼンを事務局にお
願いしたいという宿題がございました。ということで、事務局の皆様方、設営がちょっと大変か
もしれませんが、マンパワーが必要でしたら私もお手伝いしますので、ぜひビジュアルな
形で審議を進行していただきたいというお願いを最後に申し上げまして、進行は事務局のほう
にお返ししたいと思います。

皆様、円滑な調査・審議にご協力いただきまして、ありがとうございました。

○池谷課長代理 はい、承知しました。

委員の皆様、長時間、ご審議のほうをありがとうございました。

以上をもちまして静岡県屋外広告物審議会を終了いたします。本日は、ご出席いただきまし
てありがとうございました。

午前 11 時 29 分閉会